

2つの労働運動弾圧をはねかえした！
しかし喜んではいられない！
闘いはこれからだ！

松本 朗

2021年12月、2つの労働運動への弾圧に対し、無罪判決と釈放を勝ち取りました。闘いの成果であり、当たり前すぎる内容です。なぜなら弾圧、逮捕の理由がメチャクチャで「罪にならないものが罪になった」としかいえない代物だからです。2017年から始まった全日本建設運輸連帯労働組合・関西地区生コンクリート支部(※以下「関生支部」)にしかけられた一連の労働運動弾圧が次第に他の労働運動弾圧に広がり 2021年5月21日には韓国のサンケン電気を支援する会の代表、尾澤孝志さんが不当逮捕されるという弾圧がありました。

関生支部は4つの弾圧事件で裁判を争っており、そのうちの一つが12月13日に無罪と一部敗訴、尾澤さんは7か月ぶりに12月27日、釈放を勝ち取りました。以下2つの件について報告します。

全日建関西生コン支部、加茂生コン事件

12月13日、大阪高裁は加茂生コンに対して、組合員の子供が保育所に通うために必要な「就労証明書」を労働組合が繰り返し要求した行為は強要未遂に当たらないとして無罪判決を出しました。前回の京都地裁が出した一審判決は要求した当該組合員と同労組の執行委員に懲役1年8ヶ月(執行猶予3年)という有罪判決でしたが、これを返して当該組合員の無罪判決を勝ち取ることができました。しかし共に要求した関生支部執行委員は別の組合役員(当時)が乱暴な言葉で社長代理を追及したことを止めなかつた事が「脅迫」の「共謀共同正犯」であるとし罰金30万円



の不当な刑罰を下しました。その理由は社長の代理(当時)の妻がすぐには就労証明書を出さず、役所に電話をかけて出す必要があるとわかつたとたん体調が悪くなつたとして救急車を呼び(高血圧緊急症とのこ

と)証明書を出さなかつたからです。

裁判所は「役所に電話をかけて不利になった途端に病状が急変したことについては仮病を疑つたと考えができる」とし就労証明書を出すことは義務であると求め当該の組合員には無罪という判決を出したのです。闘いの勝利ではありますが組合の要求に対し不誠実に対応する企業が多く存在する中、激しい抗議をしたら犯罪になるのなら企業はいくらでも労働者に不利なことをするでしょう。

サンケン電気争議

5月10に不当逮捕された「韓国サンケン労組を支援する会」代表の尾澤孝志さんが12月27日、7か月ぶりに釈放されました。尾澤さんはなぜ逮捕されたのか？その前にサンケン電気争議について説明します。サンケン電気株式会社は2020年7月9日、100%子会社である韓国サンケンの会社解散と労働者全員解雇の決定を通告しました。サンケン電気本社は2016年にも韓国サンケン労組組合員全員に対し解雇通告を行いました。組合員たちは来日し229日間の「遠征闘争」を繰り広げ、解雇撤回と原職復帰を勝ち取りました。その際交わした合意書には「今後重大な雇用問題が発生した際には、労働組合と合意のもとに行う」ことが取り決められており、それにもかかわらず、サンケン本社経営陣はその約束を破り、一方的に、ホームページ上で会社解散と労働者全員解雇を通告したのです。

直ちに東京と地元の埼玉で「支援する会」が発足し韓国サンケン労組の労働者と共に闘いが始まりました。そして5月10日「韓国サンケン労組を支援する会」「韓国サンケン労組と連帯する埼玉市民の会」は、新座市のサンケン電気の社前で会社解散・労働者全員解雇に抗議し、撤回を求めて抗議と要請行動をおこないました。この行動は前年9月から始まりました。そして韓国労働委員会がサンケン電気本社に対し韓国サンケン労組との話し合いに応じるよう裁定が出たことを尾澤さんが申し入れしようとしたところ警備員が妨害し、そのときダンボールのプラカードが警備員の体に当たつたことが「暴行」だとされ不当にも逮捕されたのです。裁判所は「警備員の業務を妨害した」としています。今後、裁判で尾澤さんの無罪とともにサンケン電気の不当な関与が裁かれなくてはなりません。愛知からも弾圧との闘いに連帯し反戦運動とつなげて闘おう。